

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(平成二十四年法律第九十六号) 要綱

第一 国家公務員退職手当法等の一部改正

一 退職手当の支給水準引下げ

退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を百分の百四から百分の八十七に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続二十年未満の退職者を含めることとする。 （退職手当法附則第二十一項及び第二十二項並びに法律第三十号附則第五項から第七項まで関係）

二 早期退職者の募集及び認定の制度の導入

1 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととする。 （退職手当法第八条の二第一項及び第二項関係）

ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職手当法第五条の三の政令で定める年齢以

上の年齢である職員を対象として行う募集

イ 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集

2 職員（国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者等を除く。）は、募集の期間中いつでも応募し、4に掲げる退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、各省各庁の長等は職員に対しこれらを強制してはならないこととする。 （同条第三項及び第四項関係）

3 各省各庁の長等は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨等を応募者に書面により通知するものとする。 （同条第五項から第七項まで関係）

4 認定を受けた応募者が募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき等に該当するときは、認定は、その効力を失うこととする。 (同条第八項関係)

5 総務大臣は、毎年度、各省各庁の長等から送付を受けた募集実施要項及び報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表することとする。 (同条第九項及び第十項関係)

三 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直し

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差一年当たりの俸給月額割増率を当該年数及び俸給月額に応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合とするとともに、この適用対象を勤続二十年以上の退職者とし、二に掲げる早期退職者の募集に併せて認定を受けて退職した者をこれに含めることとする。 (退職手当法第五条の三及び第六条の三関係)

第二 国家公務員共済組合法等の一部改正

一 退職等年金給付

1 退職等年金給付は、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金とすること。 (国共済法第七十四条

関係)

2 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二十年又は十年とする。 (国共済法第七十六条関係)

3 退職年金は、一年以上の引き続き組合員期間を有する六十五歳以上の退職者に支給するほか、六十歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとする。 (国共済法第七十七条及び附則第十三条関係)

4 退職年金の額は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じ、基準利率による利子を加えた給付算定基礎額を年金現価率で除して得た金額とすること。 (国共済法第七十五条、第七十八条及び第七十九条関係)

5 有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとする。 (国共済法第七十九条の二関係)

6 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金の支給を受けていない額の一時金の支給を行うこと。 (国共済法第七十九条の四関係)

7 公務障害年金及び公務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定めることとする事。
(国共済法第八十三条から第九十三条まで関係)

8 組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととする事。
(国共済法第九十四条から第九十七条まで関係)

二 費用負担等

1 退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金百分の五十及び国の負担金百分の五十をもって充てることとするほか、少なくとも五年ごとに再計算を行うこととする事。
(国共済法第九十九条関係)

2 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金の割合は、千分の七・五を超えない範囲とすること。
(国共済法第百条関係)

3 国家公務員共済組合連合会は、退職等年金給付の支払、退職等年金給付積立金の管理及び運用等の業務を行うこととする事。
(国共済法第二十一条及び第三十五条の二から第三十五条の五まで関係)

4 国家公務員共済組合連合会は、一定の場合に地方公務員共済組合連合会に対して財政調整拠出金の拠出を行うこととする事。
(国共済法第百二条の二及び第百二条の三関係)

三 共済年金の職域加算額廃止に伴う経過措置

一元化法の施行日（平成二十七年十月一日）において、改正前国共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前国共済法による職域加算額を支給するとともに、遺族共済年金について給付の見直しを行うこととする。 （一元化法附則第三十六条から第四十八条まで関係）

第三 その他

その他関係規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この法律は、平成二十五年一月一日から施行すること。ただし、次の1及び2に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 第一の二及び三の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

2 第二の規定 平成二十七年十月一日

二 平成二十五年一月一日から同年九月三十日までの間における調整率を百分の九十八とし、同年十月一

日から平成二十六年六月三十日までの間における調整率を百分の九十二とする経過措置を定めること等
所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第十一条まで関係）

（注）退職手当法 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）

法律第三十号 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）

国共済法 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

一元化法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（平成二十四年法律第六十三号）

改正前国共済法 一元化法による改正前の国共済法